

---

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第3、議案第73号 松崎町岩科診療所の設置及び管理等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第73号 松崎町岩科診療所の設置及び管理等に関する条例の制定についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（田中 道源君） それでは質問をさせていただきたいと思います。以前、全員協議会や議員会の勉強会でいただいておりました資料の中では、条例案が11条あったかと思えます。それが、このたび、9条になっているんですけれども、その、削除した理由というものを教えていただけますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 以前、お示ししました、条例案といいますのは、指定管理者の公募を行う際に、参考というような形で条例案をお示しさせていただきました。それに当たりまして、一応、議会の皆様にもご覧いただいた結果があります。今回、まあ、条例案を新しくお示しさせてもらいまして、条項が更にコンパクトになったのかなというようなことですが、基本的に内容は変えておりません。

条項が減った理由といたしましては、松崎町公の施設にかかる指定管理者指定の手続き等に関する条例というのが既に制定されておりまして、そことの重なっている部分ですね・・・、ダブっている部分、そういったところがあったものですので、その部分は今回の条例では抜かさせてもらったと。例えば、指定管理者の指定の告示の関係とか、あと、報告等といった項目、こういったものがありましたので、その辺を削除させてもらった形で、前回のときにお示したものより、ちょっとコンパクトになったということでございます。

○1番（田中道源君） 今、コンパクトになったというお答えでございましたけれども、元々の一番最初にいただいた条例案の中の第9条になりますけれども、今の報告に当たる部分でございますが、町長は診療所の管理の適正を期するため、指定管理者に対して診療所の管理

に係る状況について報告を求め、または調査を実施し、必要な指示をすることができるという、町から診療所のですね、経営に対して指摘をする大事な条文なのかなと思います、そのところをあえてコンパクトにするってことは、ちょっと意味合いが違ってくるんじゃないかなと思うんですが、町の方はですね、診療所の方でどれだけの収益があって、どれだけの赤字があつていうのを、適正に判断するために必要な条項だと思うんですけど、それを・・・ここを削った理由を教えてくださいなと思います。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 先ほど申し上げましたが、松崎町公の施設に係わる指定管理者の指定の手続き等に関する条例、こちらの第8条にですね、同様に事業報告書の作成及び提出というものでございます。

内容的には、今回、その報告の部分というのが無くなっているわけですが、こちらの条例と似ているというところからですね、今回は削除させてもらったということでございます。ですから、何か疑わしいものがあればですね、随時こちらの条項に基づいてですね、町長名でそういった報告を適宜上げてもらうということは可能でございますので、そのつもりで今回は・・・新しい設置条例の方では除かせていただいたということでございます。

○1番（田中道源君） 今のお答えによりますと、しっかりと判断する機会があるし、こちらの方から、これはおかしいんじゃないかという機会がしっかりとあるという事でいいかと思えます。

それというのは、決まったタイミングで・・・今の話ですと、怪しいところがあったらするみたいな、その時その時に応じてみたいな答弁でございましたが、定期的に、例えば1年に1回は監査するとかってというようなイメージ・・・どちらでございませうか。

○統括課長（高木和彦君） 細かいことにつきましては、また、指定管理者が決まってからご報告することになりますけれど、まず、私どもの方では、例えば監査委員さんの方がこの状況を見たいということになれば、そのときにやるとか、そういうことも十分やりますし、また、この後審査していただく指定管理の関係で、そういう診療所を任せるに足る団体かということ、また、改めて審議していただいて、そうなれば、また、この後で報告することになりますけれど、外部監査も入れる、ちゃんとした団体ということでそのような形で条例の整理をさせていただきました。

○1番（田中道源君） 今、細かいことは、協定後の調整となるというふうなお答えだったと思うんですけども、その協定というか、例えば今の監査入るよつていうことも、後々変わつてくるような話が、まだまとまつていないような状態ということでございませうか。

○統括課長（高木和彦君） 今日、お諮りするこの条例については、松崎町が診療所を開設するか、開設した場合どういう営業をするか。そして、指定管理制度を利用するかということが主な内容でございます。ですから細かい内容につきましては、今後、指定管理者が決まったときに、私どもと指定管理候補者と協議をして協定書を作って、そのまま私どもと協定を結ぶわけではなくて、議会にお諮りをして、その内容で診療というか、開業したいというふうに考えています。

○1番（田中道源君） 引き続きすいません。5年間の赤字補てんの限度額が、これまでの当局からの説明で、7,500万が限度だというお話を、これまで説明いただいております。ですけれども、このたび条例案の中に7,500万円を限度とするというような、そういった文言が明記されていないんですけれども、これはなぜでございますか。

○統括課長（高木和彦君） 条例の性質としてですね、そのような収支について規定するということはできないということ。繰り返しになりますけれども、今回の条例というのは基本的な骨子を定めるなかであって、赤字になった場合の補てんの内容ですとか方針ですとか、そういうことにつきましても、協定書の中で謳う形になります。

○1番（田中道源君） 先ほどの質問でもそうでしたけれど、協定書っていうのは今日でなくて、これから先、決まっていく事になると思うんですけれども、そのどうなるか分からないものを、そういう約束だという中で、今日、この条例案が制定されますけれど、最終的には協定案の中に明記されるとしてでもですね、是非、今日この場で、上限額は7,500万までが上限だということを、町長の言葉としていただきたいんですけれども。

○統括課長（高木和彦君） それにつきましては、町長ということでしたけれど、細かい数字というのは私の方でお話させていただきます。

前回の勉強会等ですね、お示しした地域医療振興協会、今は候補者ですけれども、そこから出たですね7,317万8千円という・・・相手方から出ていますので、それについてだと思います。ただ、これについては、この後の指定管理の関係ですね、そのときに決める話であって、今はこの金額がどうのこうのだから、条例をどうのこうのという話にはならないんじゃないかなと私は思います。

ですからこの後、指定管理者、候補者について審議をしてもらうわけですが、その中に向こうから出ている収支計算がありますので、そのときにお話をいただければというふうに思います。

○1番（田中道源君） それでは確かにこの議案は、設置条例の制定の議案でございますので、

どうこうということでは言えないかもしれませんが、それでもですね、この上限がしっかりと決まっているんだというところを是非、高木統括の言葉ではなくてですね、町長からいただいて、それは間違いなことなんだということで、次の指定管理者の議案に移っていただくと良いのかなと思います。というのも、そもそものこの進め方というのが、実施設計の段階からイレギュラーな進め方をしていると思いますので、不確実なものを通してのような部分というのを避けたいものですから、7,500万というのが間違いのないよという言葉はいただけたらなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○町長（長嶋精一君） 不確実でも、イレギュラーでもございません。不確実と言いますと、人生これからのことは不確実です。しかし、私の答弁を代行してくれた高木統括の答弁のとおりでございます。

○1番（田中道源君） 確かに、世の中というのは、人生といたしますか、不確実なことがございます。しかし、だからこそ、私たち議員であったり、議会の場というのは不確実な中から、より確実な物を少しでも見いだして行って、町民のために一番最善な手はなんなのかというのを求めていく場なんだと思います。

ですので、出来ますならば、その不確実なことを、それは当たり前のことだから、そこは触れないでくれっていうような言い方を避けていただきたいなと思うんですけど、その上でやはり、今、高木統括の言うとおりでございますということであれば、7,500万が限度だということ間違いありませんか。

○議長（藤井 要君） 町長、答弁は宜しいですか。

○町長（長嶋精一君） 田中議員がどのようなことを僕に言わせたいのか、ちょっと理解に苦しみますけれど、私の方はそのように考えております。

○1番（田中道源君） どのような意図で言うかと言いますと、例えば、7,500万円を超えるような赤字の可能性もあるかもしれません。これはやって見ないと分からないことでございますけれども、でも、町として出せる金額の上限が7,500万だよと、それ以上は、指定管理の業者さんというか、お医者さんの方で見てもらうんだというのを一番最初の条例なり、今のこの議会で示していただければ、こちらとしてもそこが限界なんだなと。恐れているのは、それよりも赤字になった場合に、今のままでは青天井でですね、際限なく赤字を補てんするような可能性があるというふうに危惧しているものですから、7,500万ということがはっきりすれば、それはそれでこちらも安心して次に進めるなとそういう意図でですね、お答えをしていただきました。以上です。

○7番（高柳孝博君） 指定管理者についてはこの後の議論になると思うんですが、7,500万という限度を、もし、決めたとすると、例えば、需要があって、もし、住民の皆さんが診療所をもっと欲しいと言ったときに、やはり限度を設けるということではなく、目標はあくまでも黒字ですから、7,500万を決めてしまいますと、そこまでの赤字は、もう出てきたら出すんだなということになってしまいます。議会の方は7,500万円以下だったら赤字を出すって・・当然、出していいのかっていう限度を決めて、そこは、そうではなくて、あくまでもそのときの需要であるとか、動向を見極めて決めるべきだと思います。わざわざ決めなくても、これは協議事項で大事なところだと思います。条例の中でも、そういったことについては、協議できるようになっていますので、そのときに、本当にそこが7,500万円以上であって、運営できないということになった場合でも、そこはもうやらないと、そういうことになるのは、やはり需要ではないかと思います。その辺りの考え、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 議員のおっしゃることは、十分お分かりいたします。やはり今後ですね、社会の状況、動向というものが、様々な変化により変わって来るとも想定されますので、やはり何かあったときには、常に我々の方は議会の皆様の方と協議をさせていただくという姿勢は変わらない予定でおりますので、議員の皆様とともにですね、そういった対応については考えて行きたいと考えております。

○町長（長嶋精一君） 議員の皆さんはよく情報を得ていると思いますけれど、最近の情報では、公的病院がほとんど赤字であるということが厚労省で発表になって、それを統合しようじゃないとか、あるいは、その色んな詮索がなされております。公的病院はほとんど赤字であると、それを踏まえますとね、赤字だからといって撤退するわけにはいかないと思うんですね。住民の安全と命を守るというのがやっぱり自治体の役割ですから、そうなりますと、ここで上限を決めてとかいうことではなくてですね、そこはやっぱり、議会の皆さんと協議するという場があるわけですから、そこはかたくなにね、何処まで何処までというのではなくて、やはり、あくまでも住民の命を守るという観点からね、我々は柔軟に対処すべきではないかなと、このように思います。

指定管理者もかなりの実績にあるところですよ。従って、ある程度のところは信頼をして、やっていただくという姿勢がないと、なかなか今、お医者さんが来てくれませんから、よろしく一つ、その辺はご理解いただきたいなというふうに思います。

○5番（深澤 守君） 今の町長の答弁で言いますと、5年以降赤字が出て、補てんしていくという認識の話だと思います。地域医療振興会から出てきた収支計画では、5年目に2

千万の黒字ということで、あとは赤字の補てんをしなくていいからという話だと思うんですけど、先ほどの答弁だと町長は、赤字だったらずっと補てんしていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（藤井 要君） 深澤議員、5年目2千円ですね。2千万じゃないですね。訂正ですね。

○町長（長嶋精一君） そんな事、私は何も言ってません。

○5番（深澤 守君） だって、今、町長の答弁の中で、病院経営は赤字だって言っていたじゃないですか。ほとんどのところが赤字っていう答弁をしている中で、じゃあ松崎町の診療所が5年後以降、例外的に黒字を出すっていう確証がありますか。

○統括課長（高木和彦君） 今、その議論で行きますと、じゃあ一旦ですね、いろいろな今の状況の話をしますと、公立病院というのはですね、かなりの部分が赤字が多いそうです。ただ反面、個人経営のところというのは黒字とかっていう状況になってます。

ただ、これから私どもがやろうとしているのは、3つあった診療所が2つになって、医療機能がだいぶ失われたと。今後でもですね高齢者、病気になりやすい高齢者の数というのは一定して1,500人をずっと超えているようです。そういう中で、高齢者の健康ですとか、子育て支援ですとか、病院がありませんと定住促進にもいきませんのでそういう機能を維持したいということで、赤字とか黒字の議論をされてますけれど、そこではなくてですね、診療所の必要性とかそういうことを議論していただいて、この後、指定管理になったときに、団体が信用に足る団体かということをご審議いただきたい。また、それにつきましても、また、後で言いますけれども、選定委員会等を通してですね、適当ではないかということをお願いしているわけですから、仮の話でも議論が進みませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

○8番（土屋清武君） 今はね、岩科診療所の設置及び管理に関する条例の審議をしているがだから、この次にですね、公の施設の管理者の指定についてという中で議論をするということが、後先になっているように思われるから、もう少し統率をとって、議事を進めていただきたいと思います。

○議長（藤井 要君） その他、ありませんか。

○6番（渡辺文彦君） 今回、この指定管理の条例が出てきたわけですけど、その指定管理が成立する前に公募がされております。この経過が逆だっていうところで、イレギュラーという発言があるのだと思いますけれど、町が今この時点で、指定管理が決まってこの条例を出してきたという、この背景というか、こういう順序になったということの説明を先ずいた

だきたいんですけども。

○統括課長（高木和彦君）　今まで本当に色々な経過がございました。特に6月の臨時議会のときを思い出していただきたいと思います。そのときに診療所を造るにあたって、実施設計予算を計上したいということで、1,200万円の補正予算を組んで審議いただいたわけですが、その時の皆様の意見というのは、これからの実質負担額はどうなるのか。また、もし実施設計を承認しても管理する団体が来なかったらどうするのか。実際の運営費について細かい数字が分かってないよと、そういうことが色々あったわけです。

その中で町が、そういう状況をきちんと話しをしないで、たとえ今まで勉強会等で、だいたい赤字は1年目はこれくらい出ます、2年目はこうなりますっていう説明をしたから、だいたいこの位になるんじゃないかっていう数字が出てますけども、もし、その数字を無しに、今日、私どもが初めて、松崎町に診療所を設置したい、時間はこういうふうにしたい、その管理については町の直営じゃなくて指定管理者制度を使いたいといった話しを、もし今日、本当に初めてしたなら、皆さんは同意出来ますでしょうか。私は今までの経過の中で、そういうことがありますから、この条例を設置する前に、設置をする条例を整備していけば、指定管理をする手はある程度確保できそうだよと、収支については大体これ位になるでしょうよと、ですからこの条例を認めてくださいということで並行してきたわけでございます。

この並行して進めることにつきましても、議会全員協議会ですとか勉強会、また、公募についてのこういう条件で要項を作りました。仕様書について、こういう形でやりましたということで、一部はそこまで細かく説明しなくていいというようなことがありましたけども、皆様にご理解いただきたい一心で出来る限りのことをして、今日に至ったことをご理解ください。

○町長（長嶋精一君）　決してイレギュラーなケースではないということは、弁護士から裏付けを取っております。統括の方から言いますから・・・。

○統括課長（高木和彦君）　これを並行してやることにつきましても、やはりそういう心配は確かにありました。本来、もう少し時間的な余裕とかあれば、設置条例を作って、そのあと公募をして、それで決めるということがポピュラーといいますか一般的だそうです。ただ、時間的なことがあることにつきましては、皆様にも何回かご説明をしております。そういう中で弁護士さんの方とも相談をしまして、そういう事情でしたら並行してやって行くというのは、必ずしも違法じゃないよということで、このような段取りで準備を進めてまいりました。

○6番（渡辺文彦君） 今、説明でだいたいの流れは確認できたわけですが、統括の方から、時間的な余裕が無いからって話しがされたわけですが、その辺をもっと具体的に説明していただきたいんですけど。

○統括課長（高木和彦君） 平成30年の3月（平成31年3月）に、実施設計について否決になり、それが最終的には議会解散までになったということは、皆さんご承知のことだと思います。その時に振興協会の方では、一旦、そういうことでしたらこの話しは・・・というのは振興協会も全国に・・・こういったお医者さんがいないところ、病院があっても先生が亡くなったり、転居したりして、本当に困っているところが沢山あるんです。やはり振興協会としては、そういうところから優先的になりますので、そういう形でゴタゴタ・・・ゴタゴタって言ったら悪いですけども、当分の間、時間がかかるようでしたら、松崎町さんの順番っていうのは後へ後へ行きますからって話しでありました。それがまず1点。

それで1回、切れたんですけど町長が・・・僕は忘れもしない4月16日でしたっけ15日でしたっけ・・・選挙の告示の日ですけども東京へ行きまして、3月にこういう結果になったけども、もう少し待ってくれないかと、私どもとすると6月末までには町の方針を決めるから、もう少し保留することは考慮してもらえないかとお願いした中でなったわけです。それが今までの経過ですけど、よろしいでしょうか。

○6番（渡辺文彦君） 改めて確認させていただきたいんですけど、今、3月の議会の時まで遡って話しがあったわけですが、その時に地域医療振興協会とお話した中で、地域医療振興協会も色んな地域で困ってるところがあるから、そっちの支援をして行きたいってことで、松崎が早く意思決定しなければ遅れますよって話しだったと思います。

だとすると、今回、公募をかけたときに、既に地域医療振興協会がここに手を挙げてくるのが大前提になった公募であったというふうな認識でよろしいわけでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） きっかけがですね、地域医療振興協会は賀茂郡に6箇所、もう既に病院ですとか診療所をやってるってことで、あくまできっかけ、また精通者としてやったわけですが、私どもはそこを必ず・・・最初から決めたわけじゃなくて、そういうことがあるから公募という形を取って、他にあれば同じ並びで審査をするという形で考えてました。

○2番（鈴木茂孝君） 私どもは、勉強会等や全員協議会で見てた紙なんですけども、この条例で5条ですけども、5条の指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画その他規則で定める書類を町長に提出しなければならないとあります。しかし、今日、条例として上がってきたものは、第5条、指定管理者の指定を受けようとする者は、松崎町公の施設に係

る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の第3条の規定に定められた書類をとということで、この整合性というのはどのように考えているのでしょうか、

○健康福祉課長（新田徳彦君） 今、議員のご指摘のありました松崎町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例、こちらにつきましては今回の診療所だけではなくてですね、観光施設ですとか集排の施設ですとか、町が今現在、指定管理を行っている施設について、全て指定管理が満了になって、新たに更新ですとか新規でやるとかといった場合には、こういった申請手続きのもと申請書、事業計画、収支計画、こういったものを添えて提出しなさいよという決まりになっています。

今回はそれに合わせた形で、こちらの手続き等に関する条例の第3条の規定に合わせた形で、今回の条例もそれに整合性を合わせたというようなこととなります。

○2番（鈴木茂孝君） 私がなぜそういうことを申すかといいますと、議員は法を守る、法をとということが重要ですので、ここで通ったあとに、もし法がどうことになると大変ですので、確認をさせてもらってるということでございます。

なぜ当初から第3条というのを出してこなかったのかということがちょっと疑問に残るんですけども、教えていただけますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 指定管理の公募の時に、一度、条例案という形でお示しをしました。私ども、何分、初めてだったこともございまして、一番新しいところで参考になる自治体の条例を・・・それが一番参考になるのかなというようなことございまして、近隣の市の条例案というものをベースに作ったところでございます。

○2番（鈴木茂孝君） 前の、事業計画その他規則ということで指定管理者を公募し、そしてそれが決定したわけですけれども、それと今回と整合性が合わなくても、法的には大丈夫との認識なんでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 確認ですけれども、今、ちょっとお話しの中で、指定管理者が決定したわけですけれどもってお話しでしたけれども、この後でということによろしい・・・すみません、質問の趣旨が良く分からなかったものですから、もう一回、お願いします。

○2番（鈴木茂孝君） 指定管理者を決定する過程にいるわけですけれども、もし仮に決定したときに、あとから法が変わっているということで無効とかそういうことにならないですかってお話しです。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 今回、上程させてもらいました・・・附則のところの第2番目にですね、一応、この条例の施行前に行われた指定管理者の指定の手続きは、この条例の規

定により行われた手続きとみなす、ということで附則を付けさせていただきましたので、それによりまして一応・・・指定の手続きをやったものについては、まあ・・・無効ではないよというようなことで考えております。

○2番（鈴木茂孝君） その場合ですね、この条例の施行前に行われたということだと、これは同じものに対しては良いと思うんですよ。例えば、公の第3条でやった場合だったら良いと思うんですけれども、違う・・・事業計画及びその他規則で進められてきたものに対しては良いですよってやってしまうことに問題はないですか。

○統括課長（高木和彦君） 本当に申し訳ございません。もう一度だけ説明してもらっていいですか。

○2番（鈴木茂孝君） これから議決する条例がありますけれども、この条例では松崎町公の施設に係る・・・第3条でやろうとしています。そして、この条例の施行前に行われたものは、この条例の規定より前にやったものでも良いですよってことで、みなすってことですよ・・・附則で。

ですけども指定管理の公募とかいうのは、事業計画及びその他規則で定められている書類によって行われたものですので、これが第3条で行われたものでない以上、その前に行われたものとしてみなすってことで同等としてとって良いんでしょうかって話です。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 指定管理の公募のときというのはですね、その時にも申請書ですとか事業計画書、収支計画書を出してもらいましたけれども、その際には指定管理者の募集要項というのを作りまして、その中で様式を定めました。それに基づいて募集をして、応募してもらいました。

現時点では候補者を決めている訳でございますけれども、今回はこの後の指定管理者の指定という議案がありますけれども、そこを上程するにあたって、その条例に基づいた手続きというのが、この第5条第1項に書かれている手続きになりますので、ですからこの後に上程する指定管理者の指定の手続きってというのは、こちらの松崎町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の第3条に基づいた書類で出していますので、ですからちょっと書類が混同しているのかなって気がするんですけども。

○統括課長（高木和彦君） おそらく勘違いされているんじゃないかと思います。まず募集するときにはですね、募集要項と仕様書を出して、応募する団体が町ないしは選定委員会ですとか行政調査委員会に対して、私どもはこういう形で応募したいという形を1つ作ります。それが募集要項に載っている書式であり、出す書類です。

今度は議会に出すときには、うちの方の選定委員会とか行政調査委員会でOKがその内容で出ました。そしたら別の書類・・・ここでいう公の施設の指定管理者の手続きに関する条例の中で謳ってる書類を、指定管理者候補者が別に・・・内容が似てるものはありますけど別なものを作って、今日、議会の方にお諮りするわけです。

○5番（深澤 守君） 今の説明ですと、最初に出していた募集要項の内容・・・例えば今回の場合、地域医療振興協会が出してくる資料と、我々に出す資料が違うっていう認識を持たれますけど、その点どう考えますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 内容は全く一緒なんですけども、ただ、今回の条例であげてくるものというのは、何度もくどいようなんですけど、公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例・・・これに基づいた書類で出されたということでございます。

ちょっと混同されているのは、あの・・・先ほども言いましたけれども、申請書が2つ出てきたわけですね・・・協会の方から。1つは指定管理者のときに出してもらった申請書なんですけど、それは指定管理者の募集要項に基づく申請書類。それで今回のものは公の施設の方の条例に基づく書類を上げてもらったと、その違いがございませう。

○5番（深澤 守君） 今の説明っておかしいと思うんです。それでしたら、そもそも何故この新しい条例を作ったんですか。岩科診療所の指定管理条例みたいなのを。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 指定管理者の募集をかけたときには、候補者を決めるための申請で出したものでございませう。

○5番（深澤 守君） 先ほど来ですね、公に関する指定管理の条例って話しが出て来てるんですけど、本来であれば、これを基にしてやれば良かったのに、何故わざわざ新しい設置条例を作ってやってるかってのを聞いているんです。

○健康福祉課長（新田徳彦君） ですから、その部分については、既に条例が制定されています公の施設の方の条例があるわけだものですから、それに基づいてやったということでございませう。

○5番（深澤 守君） 基づいてじゃなくて、わざわざ何故これを作る必要があったのか。今まで通り、この条例に基づいてやればよかったはずですよ。

それに、この条例があるのであれば、これを改正して・・・一部を改正して岩科に関する設置条例は除外するみたいな一文がなければ、これ成立しないということじゃないでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 公の施設の指定の手続きっていうのは、冒頭、言いましたけれども、他の観光施設なんかでもみんなそうですけども、同じような書類をこの条例に基づい

て出しているわけです。

今回は、診療所の設置及び管理等を新たに条例を制定するに当たっても、公の施設の方の条例に準じた形でやりたいものですので、このような表現にしたものでございます。

○5番（深澤 守君） 先ほど鈴木議員が質問した関連の質問をさせていただきます。今度の公募等の案件は、この指定管理条例に基づいて公募等、事務手続きをやったという認識でよろしいでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） その通りでございます。

○5番（深澤 守君） それであるならば、第5条ですね・先ほど読んでいただいたような規定に基づいて地域医療振興会の方の書類を出していただいたということによろしいでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） そうです。

○5番（深澤 守君） それであるならば、条文が変わっている・公けに関するものに準じた形の条項に変えるってことは、この条例と募集要項の内容と・こっちの内容と似ているものであっても、元々の条例自体が違うものであれば、提出してきた書類はこちらの新しい条例には適応しないのではないのでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 以前、お示ししました条例案につきまして、今回の新たに上程した条例案ですね・こちらにつきましても内容は変わってございません。ですので、その辺で差異があるとは考えておりません。

○5番（深澤 守君） 内容に差異はありませんって話ですけど、元々この条文の中で募集要項を決めて応募してきたわけじゃないですか。それを整合性が無いというか、考え方が変わったから新しい条文で・古いこれを持ってきて、ここの条文に付けるってことは少し馴染まないというか、元々がこの書類で指定管理を出してきたのであれば、この条文でやるべきだと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 深澤議員の話ですと、この条文とかつて話しをしてましたのでよく分からなかったんですけども、それは募集をしたときの・うちの方が示した・参考に出した診療所の設置及び管理等に関する条例案と今の・今日、出したやつと差があるということですか。

○5番（深澤 守君） 統括ね、言葉じり捕まえて言うのも何なんですけど、この出してきたものを参考、参考って言ってますけど、この資料で地域医療振興協会を募集してきたんでしよう・この前の条例で。じゃあ我々はずっと参考資料で議論してたんですか。正式な書類

で出してきたんじゃないんですか。

○統括課長（高木和彦君） 今、お手元にあるのは、公募したときに私どもが参考として・・・参考というか案として出したやつということですよ。さっき、違います同じですって言いましたが、内容の趣旨だとかそういうことはほぼ同じです。ただ、今回、議会上げるについて、もう一度精査をして、不要の部分については削って正規の形として今日、お示したということです。

○5番（深澤 守君） 今、不要な部分って言いましたし、先ほど新田課長が田中議員の質問の中で、9条は公に施設に関する条例の中に入ってるから削除したって話をしましたけど、これは別物でしょう・・・条例は。この条例はこの条例でしょう・・・公に関する条例でしょう。指定管理の条例は指定管理の条例でしょう。別物ですよ、その認識って合ってます、違ってます。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 今回あくまでも、今現在あります公の施設の条例ですね、これがベースになります。それをベースにしながら、今回、新たな条例を設けて、それに準じた形にしようというのが今回のものになります。

○5番（深澤 守君） そういう話しじゃなくてですね、準じたんじゃないくて、この条例とこの条例は同じものですか。それとも違うものですか・・・認識として。言っている意味はわかりますか。公に関する条例と、今、出している診療所の設置条例・・・これとこれは同じものか、違うものかを聞いてるんです。一つの条例としての認識があるか聞いてるんです。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 今回、出したものは、あくまでも設置及び管理の条例です。もう一つの方は、指定管理者の指定の手続き等に関する条例です。ですから性格的には全く違います。

○5番（深澤 守君） であるならば、公の設置条例に載っているものが・・・載っているからといって、今度出てくる管理条例の条文を削除する理由ってのはないと思いますがいかがでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） その辺の議論も十分したわけですけど、その中でやはり、同じものは別に要らないのではないのかなってことで判断して、先ほど言いましたけれど告示の部分ですとか報告の部分、一応そのところは削除させてもらったということでございます。

○町長（長嶋精一君） さっきそれ、田中議員に対して説明したんじゃないでしょうか。その辺をひとつ、よくジャッジしていただきたいと思いますが。

○5番（深澤 守君） 先ほどですね・・もとの議論に戻ると思うんですけど、町長はこれを進めるにあたって、イレギュラーではないという話しをしましたが、これ行政調査委員会等の会合の中でですね、やはりちゃんと順序だててやって行ってもらいたいという答申等が出ていますが、その辺についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 私どもがこういう条例を出すときに、例規審査へかけてやるわけですけど、色々な意見は出ます。ただ、その意見というのは経過を知らない場合、ただ、文面上の場合とか色々あります。

私の方は、今までの経過なんかを踏まえたうえで、こういう条例に整備をさせていただいてやってるものでございます。その例規審査委員会の中で色々議論がでるのは当然ですけども、最終的に取りまとめたものが今日、皆様にお示ししたこの条例になります。

○5番（深澤 守君） 私が進め方とか法律に合致するものであるかっていうものを質問した時に、高木統括は日本経営協会の講師の方から指導を受けたから問題ないという話しで、弁護士の話はしなかったんですけど、今回、弁護士に聞いたから問題ないという話しをされたんですが、その辺の変化っていうものはどうしてでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 9月のときの質問で、こういうふうに並行してどうかというような話しがあったときに、進め方については弁護士に相談しました。

あと、遡り適用について、附則で遡りというか、前に戻ってということについては私の知ってる講師の先生に聞いたということをご報告しました。そういううえで私がそのときしたのは、私どもだけで単純に決めている、作っているわけじゃなくて、そういうある程度、見識のあるについて・・議案については上程しているということはお伝えしたところでございます。

○5番（深澤 守君） それでは附則の部分についても、弁護士に聞いたという認識でよろしいでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） はい、そのとおりです。

○5番（深澤 守君） その弁護士に聞いたときの回答書等はあるという認識で、公開していただけるという認識でよろしいでしょうか。

○統括課長（高木和彦君） 弁護士に相談するときに必ずしも文書でやるわけじゃなくて、これ総務課の職員も大体、知ってますけど、大変お忙しい先生ですので口頭で聞くということがかなりあります。今回につきましても口頭でご相談したものでございますので、文書の開示は出来ないとは思いますが。

○8番（土屋清武君） この条例の中で、5条の関係の指定管理者の指定の手続きの関係ですけども、先ほどから聞いていると、初めのうちは松崎町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例でやったと、申請手続きを・・・公募したと言っていたね、回答は。

今度は、この岩科診療所の設置及び管理に関する条例の中で、指定管理者の手続きというところで5条に・・・これ同じ内容でしょう、今までやっていたのと。そうすると2重になるものだから、公の施設の関係と岩科診療所の関係と、手続きを2重に同じように載っかってるわけですよ。以前は公の施設でやったわけでしょう、それで公募してもらったね。そうだね、そのように健康福祉課長が言ったんだから。だから、これを作るんだったらどちらかにね・・・仮に松崎町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の中に、それなりに岩科診療所も指定の手続きは、公の施設の管理条例に委任するとか含むとかって、なにかそういう繋がりを持たせれば、条例が2重に、同じことが載っからなくてすんなりと行くわけですよ。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 条例の中でちょっと混乱しているのかなと思うんですが、あくまでも指定管理の公募というのは、今まで当町においては非公募のパターンが多かったものですから、ありませんでした。

今回、岩科診療所を公募するに当たっては、やはり募集要項がなければならぬ。その募集要項に基づいて申請書類・・・それはあくまでも指定管理者の候補者を定める手続きになるわけですね。その際の申請書というものと、今回あげるものは、あくまでも議会へ上げるものですので、その辺のちょっと違いがありますので、そこをちょっと区分けしてもらいたいなと思います。

○8番（土屋清武君） そうすると出す書類は違うということの解釈でいいわけね。そういうことだね、今の説明は、2重でないよ。そうすると初めの手続き・・・こういう書類で出してくれということを行っているわけでしょう。それで出てきたわけでしょう。今度また、5条で・・・診療所の関係でいくと・・・5条にあるわけでしょう。指定管理を受けようとするものは云々ということで、指定の手続き条例にということで、ここは同じ文言でしょう。だから出す書類が同じ要件のものなら一本化して、この条例のこの部分については何々に委任するとか・・・そうしないと分かり難いんですよこれが、違う書類みたいで。

○健康福祉課長（新田徳彦君） あくまでも、同じ指定管理者でも指定管理者の候補を決めるための申請手続きと、候補者を定めるものとは違うというふうに捉えておりますので、その結果このような条例を上程させてもらったものでございます。

○議長（藤井 要君） 暫時休憩します。

（午前10時02分）

---

○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

---

○議長（藤井 要君） 質疑を続けます。

○6番（渡辺文彦君） 以前、勉強会とか全員協議会等で、診療所の日時とか営業日とか時間に対しての話があったわけですけど、この条例におきまして、3条の2項に、前項の規定にかかわらず町長が必要と認めるときには変更するってことが書かれてるんですけど、その前に時間が月曜日から土曜日まで、時間は9時から正午まで、2時から5時半までとかって書かれてるわけですけども、これ今後のことなんですけど、仮に指定管理者が決まって診療が始まったけど、地元の要望があって、例えば日曜日もやっていただきたい、夜・・・週1回でも2回でも9時ごろまでやっていただけないかとかって要望があったとき、町長がそれを決めて、町長が必要と認めればって書かれてますから、町長がそれを決めて、じゃあこの時間にやってくださいってことが出来るのかどうか、その辺を確認したいんですけど。

○統括課長（高木和彦君） 先ず相手があることで、入ってきた指定管理者の・・・またそこを管理するお医者さんの考え方に左右されるところがありますけれど、一応、募集した内容の中で、相手方が、よりかかり易い診療体制が望ましい場合には、協議のうえ変更させていただきたいという文言がございます。

これから指定管理者が決まって協定書を作っていく中で、そこに管理するお医者さんとも協議、また、皆さんとも協議をして、運営上こんな要望もあるよとか上げて、じゃあお医者さんもそれは対応できるとか、その3者の考えがまとまれば変更するということも・・・但し、今回につきましては、私どもこういう条件で公募したわけですから、この条例の中で謳ってる部分をここで変えるわけには行きません。繰り返しになりますけど、協定書を作るときに皆様と相談しながらやっていく形になると思います。

○町長（長嶋精一君） あくまでもそういう場合は、議員の皆さんに諮ってですね、まず町民のご意見を伺って、それから議員の皆さんの考えを伺って、それから診療所の\*\*\*地域医療の方に具申するという形にしたいと思います。

そして、ある松崎の2つの医院があるんですけどね、1つの医院に聞きました。土曜日、

日曜日、診察してくださることを条件に出したらどうでしょうかと言ったら、まず来ないでしょうねという答えを得ております。やっぱりお医者さんはマシンじゃない、生身の人間です。しかも家庭を持っているとなると、やはり自分の家庭の団欒というものが、やはりいい診療をするための必要\*\*条件じゃないかなと思います。従って無理のないところで、渡辺議員がおっしゃった形で、無理のない形で交渉は必ずいたします。

○6番（渡辺文彦君） 僕が聞いた意味はね、3条の2項のところ、町長が必要と認めたとき、これを変更するってところにね、管理者と協議の上で付け加えるのが、文面として整合性があるのかなと思ったもので確認したわけですけどもね。いかがなものでしょう。

○健康福祉課長（新田徳彦君） このような表現をされてますけれど、実際は関係者と協議をするという、そういう想定でこういう文言を明記させておりますので、当然、何かあれば関係者と町長の方で協議をするということになります。

○6番（渡辺文彦君） このところにね・・・協議を・・・町長が先ほどおっしゃったように、診療所の関係者と協議の上、当然、町民の要望に応じて行きたいって\*\*\*\*がされているわけですけども、この文面できちやうと、町長が時間を指定出来ちゃうわけですよ、極端な言い方をすると。この日にやってくださいって、協議抜きで。この文面が生きてくるとね。だからそうすると、後ろの文書との・・・6条の2項とバランスが取れなくなると僕は思ってるんですよ。あくまでも協議ってことを入れておかないと、町側の希望として町長が診療所の方に、日曜日やってくださいって言ったら、やらなきゃなやないってふうに理解されてしまうと僕は思ってるんだけど、それは問題ないですかね。

○統括課長（高木和彦君） やっぱ限られた文面の中ですね、そういう部分で配慮があればというご指摘もわかります。ただ6条の方ですね、診療所側の方でもですね、運営する側の方でもですね、予め町長に言えば調整できるみたいな形になってます。ここで書き足りない部分・・・今回については、そこは書き足りない部分ではないかというご指摘だと思いますので、それについても・・・何でもかんでもでないですけども、協定書の方でお互い話し合おうって文面を入れて調整をしたいと思います。

○8番（土屋清武君） 最後の附則の関係です。施行期日を、公布の日から施行するとなっておりますね。そうしますと、仮に今日、採決してなった場合について、採決結果は、事務局は総務課の方へと定められた期間内に送ると。総務課は何日以内に告示しなければならないわけですね。

そうしますと、この条例が公布したときから生きてくるわけですね。病院は無いのに、現

実には。それでいいんですか。私が今まで役場にいたときには、こんなことは無かったですけども、その場合については、ある程度・・・令和3年4月1日頃からは開業できるだろうというようなことで附則にその数字を入れるかということですね。そこいらどうですか。このまま、どうしてもやりますか。

○統括課長（高木和彦君） 私といたしましては、この条例を設置するとき色々考えたわけですけども、この条例については各町、市、色々背景があって作るわけですけども、今回の条例につきましては岩科に設置をする、また診療時間はこういう時間にする、施設の管理については指定管理者制度でやるということの趣旨ということで、今日、このように議会の中で承認されれば、1つの方針って言いますか町の姿勢が示せるという意味で、このような形の条例に調整したものでございます。

○8番（土屋清武君） 今、統括の言うことは、公布の日から施行するは動かさないでやりますと、こういう解釈でいいですか。はっきりしてくれ。

そうするとね、これは違法な・・・瑕疵ある条例になる可能性があるよ、この施行日は。このままどうしてもやるっていうのであれば。あなた達に任せるけども。

○統括課長（高木和彦君） まああの・・・新しく町の方ですね、診療所を造るということは静岡県で今までこういう例というのはありませんでした。そういう中でですね、一生懸命作ったわけですけど、私としては、こういう・・・附則については、この条例は公布の日から施行する。また、経過措置を付けるという形で皆さんのご承認をいただきたいというふうに考えております。

○8番（土屋清武君） そうすると、これを変えるということですか。それとも、このままでやると・・・どっちかだから。

○統括課長（高木和彦君） このままでお願いしたいと思います。

○5番（深澤 守君） 先ほどの答弁では、統括の方は弁護士の方から口頭で聞いたという話しです。この条例についての附則の部分は、9月の定例会のときにも質問しました。今までのその他ものを考えたときに、附則の部分・・・遡及の問題は出来ないのではという旨の質問してきました。

その中で弁護士に聞くのには、手続きとして総務課を通じて質問をして、それを文書で回答いただけるというルールがあるみたいですよ。

附則の部分が問題あるならば、この条例自体が成り立たないと思うんです。その重要な問題を口頭で聞くということだと、弁護士が言った信ぴょう性については担保できないと思う

んですけど、本当に文書等のものは無いんでしょうか。

○総務課長（山本稲一君） 総務課を通して各課の方から弁護士さんへ照会をかけますけれども、その際にどんな照会をかけたかというのは、総務課の方へ写しをもらっております。

特に急ぐものについては、そのまま口頭でというようなこともありますけれども、基本的には文書を総務課の方でもらっております。

○議長（藤井 要君） その他、質疑はありませんか。質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○5番（深澤 守君） 私はこの条例について反対いたします。と言うよりも、もう一度、条例等不備があるので、もう一度差し戻して、内容を変えていただいた方がいいのではないかと思います。それは何故かという、施行日の問題。それから条例の附則の部分で、口頭というあやふやな中で、我々は判断することはできないのであります。ですから確実なもの、それからしっかりとした条例が出来てからもう一度上げて、町議会で審議した方がいいと思います。

やはり不備のある条例を出してきて、我々が可決するという事は出来ませんので、もう一度、作り直していただいて上程していただければと思います。

○議長（藤井 要君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（高柳孝博君） 私は本案に賛成であります。色々手順とか何かの、色々な後追いというようなことが議論されておりますけれど、なかなか条例を作るときに色んなものが決まらない中で、条例を決めてしまうのはなかなか難しい。そういった中で色んなものを相談しながら決めて来て、実際に条例の文にしようとしているわけ・・・実際にやることはこの条例にあって、これから外れたことをやっているとは思っていないわけです。なお且つ、公示の日に関しては、当然議会が申請する以前に、公示は出来ないと思いますので、これはやむを得ず・・・多分遡及ってというような感じで出されてきたと、そういうふうに理解しております。

実際に既に公示もなされて候補者が出てきていると、そして選考委員の方も後で出てきますから、それはあれですけど、実際に候補者もある程度、見えてきたと。そういった中でこの条例が、今までやってきたことに対して、アンマッチであるかどうかというのが非常に

大事だと思います。そこを私は、この条例が今までやってきたことに外れて来てるとは思いませんので、条文の色々な書き方、条文を書くときに他の法令を、どの根拠によって法令を載せるというのは、これを条文なんてのはそれが載ってなかったからっていても、その条例をその法令から外れることは出来ないわけでありますので、それを改めて載せたと、そういったようなことを考えてみますと、今ここで改めて出されても、これから今やってること以外の何か新たなことが出てくるような感じでありませぬので、今後条例について、もし必要があれば更に、条例というのは改正も出来るわけですよ。必要があれば改正ということも、今の場合でも既に公募されて決まっていますので、そこで改めてまたこれをあれするわけではなくて、また必要があればもう一回、是非更改の余地があれば検討されることを期待して賛成いたします。

○議長（藤井 要君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論の発言なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○1番（田中道源君） 今回の設置条例は、あくまで診療所の設置条例のことでございます。ですので、先ずこれが制定されないことには、次に進めないものであると思いますから、この設置条例案に関して、私は7,500万円の限度額をするという、先ほど答弁いただきましたので、通させていただきますと思います。

○議長（藤井 要君） これをもって討論を終了します。

これより議案第73号 松崎町岩科診療所の設置及び管理等に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（藤井 要君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---